

○ 基本方針 ○

現在、私たち堺市社会福祉協議会においては、「SDGs」誰一人取り残さない持続可能で、多様性と包摂性のある社会の実現をめざしています。一方で、新型コロナウイルス感染症が国内で初めて確認されてから2年以上が経過し、社会・経済活動の急激な変化により依然として世界中で困難な状況が継続しています。そして、この感染症がもたらした社会の変化は、長期化するほど社会的孤立、子どもの貧困をはじめとした生活困窮世帯や生活不安定層を拡大させ、一つの制度・分野では対応しづらい生活・福祉課題の解決に向けた道のりをより険しいものに行っていることが指摘されています。

そのような中で、本会は創立70周年を迎えます。堺市と合同で策定した「第4次堺市地域福祉計画・第6次堺市社会福祉協議会地域福祉総合推進計画（堺あったかぬくもりプラン4）」（令和2年度から6か年計画）は、その取組理念を『“ともに暮らすまち”、“支えあい続けるしくみ”を、わたしたちの“参加と協働”でつくる』としています。

このことは、SDGsにおける「すべての人に健康と福祉を」の達成につながります。今後は、「ウェル・ビーイング（身体的、精神的、社会的に良好な状態にあること）」の考えのもとに下記の重点目標を掲げ、みんなで“ともに暮らすまち”を実現するための様々な事業や取組を地域の多様な主体とともに展開してまいります。

また、これらの取組を推進するために必要不可欠である組織の基盤強化を図るため、組織のガバナンス・財務規律の強化に取り組むとともに、職員のコンプライアンス意識の向上や専門性を高めるために必要な研修等を実施し、社協組織としての使命を果たせる能力を備えた職員の育成に努めます。

今後もより一層、関係団体、機関・行政と連携・協働し、市民の皆さまから期待・信頼されるよう、地域福祉の推進を図ってまいります。

◇重点目標 ◇

1. 包括的な相談支援体制に対応する機能を構築します
2. さまざまな“困りごと”に対する相談支援を行い、暮らしをまもります
3. 多様な居場所づくりや活動、活動者や理解者を広げるよう支援します
4. 地域での活動を支援し、人と人のつながりをつくれます
5. ボランティア・市民活動の総合的な支援と強化を図ります
6. 多様な主体による地域貢献活動を促進します
7. 災害ボランティアセンターを中核とした災害復旧・復興活動をすすめます
8. 地域福祉を創る機能を高め、さまざまな主体による協働をすすめます
9. 社協の基盤強化をはかり、組織力と専門性、コンプライアンス意識を高めます

1. 法人運営・連絡調整

(1) 法人運営・連絡調整

- 指定都市社協としての法人運営、福祉団体など関係団体との連絡調整を円滑に行う。
- 組織の強化と区事務所の円滑な運営・機能充実を図る。
- 社会福祉法人制度改革に沿った、更なる法人のガバナンス、財政規律の強化を図る。
- より市民に開かれた社協づくりのため、市民の参画を推進し、行政ならびに関係機関・団体等とのパートナーシップを構築するとともに、幅広い市民層と協働した社協事業を積極的に推進する。
- 事業計画に基づく事業実施、予算の編成・執行、職員の人事・給与・福利厚生・服務、研修実施等による人材育成、固定資産ならびに共通物品の管理など法人・経理事務に万全を期す。
- 安定した人材確保のため、本会ホームページの更なる活用や求人情報サイト等の活用促進を図る。
- 情報セキュリティに関する仕組みの構築等の方策を図る。
- 職員の情報リテラシーやコンプライアンス（法令遵守）意識の向上、組織運営のガバナンス強化を図る研修を実施する。
- コロナ禍の状況に対応していくために事務効率化、見直しを図っていく。

(2) 会員会費制度の実施

- 本会活動への市民参加および財政支援を目的とした会員会費制度のさらなる充実を図るとともに、財源を強化するため安定した自主財源の確保となるよう、特別賛助会員および住民賛助会員の強化に取り組む。

(3) 堺市社会福祉大会の開催

- 創立70周年記念事業として「創立70周年記念 堺市社会福祉大会」の開催並びに記念誌の発行等、さらなる社会福祉事業の発展・活性化及び地域福祉をより広く周知・啓発する。

(4) 連絡調整等

- 地域福祉活動の啓発を図るため、法人機関紙「堺の福祉」の発行と、本会事業PRパンフレットの作成・配布。
- 本会事業の活性化と職員の資質向上を図るため、関係機関・団体が実施する研修会等へ役職員の参加をすすめるとともに、職員研修や先進地視察を実施する。また指定都市社協として、全国社会福祉協議会主催の会議、研修等に積極的に参加し、全国的な情報収集に努め、自治体や福祉機関・団体などが要請する研究調査については積極的に協力する。
- 指定都市社協として全国的な動向把握を目的とした調査研究や視察。
- 社会福祉関係機関・団体、保健・医療・教育・市民活動・ボランティア活動や福祉サービス提供事業所等が行う事業への後援、協賛の実施。

2. 地域福祉を創る

(1) 第6次堺市社協地域福祉総合推進計画の推進

「第6次堺市社協地域福祉総合推進計画（令和2～7年度）」では、前計画に引き続き「くらしをまもる」「つながりをつくる」「地域福祉を創る」の3つの方向性を掲げ、「地域福祉の総合的な推進」をめざす。そのために社協の基盤強化に取り組み、組織力と専門性を高めるとともに、3つの方向性をすすめる共通手段として全事業において「福祉共育」を推進する。

①第6次堺市社協地域福祉総合推進計画の進捗管理

第6次計画の進捗管理・事業企画を目的に堺市社協地域福祉総合推進計画推進協議会・堺市地域福祉計画推進懇話会を開催するとともに、市民への啓発を目的に地域福祉フォーラムを開催する。

- 〔主な取組〕
- ・堺市社協地域福祉総合推進計画推進協議会
 - ・堺市地域福祉計画推進懇話会
 - ・地域福祉フォーラム 等

(2) 協働事業の企画・運営・調整

地域福祉推進のための調整や、協働事業実施のための事業企画・運営を行う。特に第6次計画に基づく新規・重点事業、協働事業を中心に取り組む。

- 〔主な取組〕
- ・地域福祉推進プロジェクト会議
 - ・地域福祉型研修等の実施とポータルサイトの運用
 - ・生活支援コーディネーター配置業務
 - ・さかい子ども食堂ネットワーク形成支援業務
 - ・災害ボランティアセンター協働運営ネットワーク会議
 - ・中間支援組織情報交換会
 - ・地域福祉推進を目的とした調査研究や視察
 - ・社会福祉現場実習の受け入れ協力
 - ・ネットワーク会議を通じた協働企画 等

(3) 堺市地域福祉型研修センター事業

地域福祉を推進する人材や地域福祉課題に対応する人材を養成し協働の輪を広げるために地域福祉型研修等を実施し、多職種や地域住民と専門職の協働による地域福祉を推進。また、研修情報発信のためのポータルサイトの運用を通じた情報発信を行う。

(4) 休眠預金活用事業や大阪しあわせネットワーク体制構築モデル事業の推進

「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」に基づく事業として、認定NPO法人全国子ども食堂支援センター・むすびえが公募団体・資金分配団体となり、その実行団体として本会が申請した「堺市における居場所の包括連携によるモデル地域づくり～居場所の触媒機能と子ども・若者へのイエローシグナル相談支援の開発～」に取り組む。地域共生社会の実現を目的に、当該事業を通して支え合う地域、資源の地域循環をすすめる。

また社会福祉法人大阪府社会福祉協議会・同社会福祉施設経営者部会同各施設種別部会が実施する「市区町村域しあわせネットワーク体制構築モデル事業」に取り組む。堺あったかぬくもりプラン4の「区を基盤とした包括的な相談支援体制の構築」「区内の専門機関や地域の関係機関との連携構築」「連携・協働をすすめる地域福祉志向の人材づくり」を事業の柱として推進に取り組む。

3. くらしをまもる

(1) 堺市コミュニティソーシャルワーカー設置業務

個別支援から地域支援、ネットワーク形成等に取り組むことを目的としたCSW機

能をもつ、日常生活圏域コーディネーターを全区に配置し、他の関係機関や地域活動との「連携による支援」と「開発的援助」を意識し活動推進する。コロナ禍における生活課題への取組やアウトリーチ等を通じた継続的支援事業や参加支援事業などを通じて重層的支援体制整備事業を推進する。

- 〔主な取組〕
- ・生活支援コーディネーター機能と一体的に取り組み、各区でのCSW実践、地域福祉推進プロジェクト会議への提案
 - ・重層的支援体制整備事業の推進
 - ・地域支援者向け研修会の開催
 - ・CSWを推進するための啓発活動
- 「地域を基盤としたソーシャルワーク」実践強化／資源開発／予防的福祉／地域でのしくみづくりの推進／社会資源や地域情報の集積・活用 等

(2) 生活困窮者への対応を含めた総合的な相談支援（生活・仕事応援センター）

堺市の委託に基づき生活困窮者自立相談支援事業を実施する。社会的孤立や経済的困窮を要因とした生活困窮者を含め、地域のさまざまな“困りごと”に対して、社協内の各種相談機能と地域活動機能が一体となって、社協らしく地域にねざした相談支援を行うことを目的とする。

(3) 日常生活自立支援事業

認知症、知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分な方が自立した地域生活を送れるよう福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理を行うことによって、その方の権利を擁護する。

- 〔主な取組〕
- ・専門員による日常生活自立支援事業の利用相談および申込の受付ならびに契約の事前調整および締結
 - ・事業利用者の成年後見制度への適切な移行
 - ・生活支援員による契約書および支援計画書に基づくサービス提供
 - ・日常生活自立支援事業に関する広報啓発、研修
 - ・契約締結審査会の運営、大阪府運営適正化委員会への事業報告
 - ・登録型生活支援員の養成
 - ・堺市権利擁護サポートセンターの連携による包括的な権利擁護相談

(4) 堺市権利擁護サポートセンター事業

認知症や知的障害・精神障害などにより判断能力が十分でない方など、弱い立場に置かれがちな人の権利擁護に関する様々な取り組みを関係機関等と連携して推進する。

成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づいて策定された成年後見制度利用促進基本計画で示されている中核機関を担う。

- 〔主な取組〕
- ・権利擁護・成年後見制度に関する専門相談・専門支援
 - ・虐待対応等に関する支援
 - ・市民後見人の養成・活動支援
（市民後見人候補者の養成研修の実施、登録バンクの設置・運営、受任調整、後見活動に対する相談・支援）
 - ・権利擁護に関する広報・啓発、研修、情報提供
 - ・権利擁護に関する調査・研究
 - ・権利擁護に関する関係機関・団体等との連携

(5) 法人後見事業

法人後見事業実施要綱等に基づき本会が成年後見人等となることにより、成年被後

見人等の権利擁護を図る。

〔主な取組〕 ・成年後見人等としての業務

(6) 福祉・ボランティア活動総合相談事業／在宅生活相談事業

高齢者・障害者の在宅生活に関する相談や、福祉活動・ボランティア活動に関する相談を地域福祉課、区事務所に窓口を設け、総合的に受け入れる。

(7) 大阪府生活福祉資金等の貸付の運用

○大阪府生活福祉資金「福祉資金」の貸付

民生委員児童委員との連携を図り、低所得者、高齢者および障害者の世帯に対し、生業・技能習得・障害者用自動車購入・療養・介護サービス・その他生活必需品等必要な経費を貸し付け、相談支援することにより、対象世帯の安定した自立生活の助長と在宅福祉・社会参加の促進を図る。

○大阪府生活福祉資金「教育支援資金（教育支援費・就学支度費）」の貸付

「生活保護世帯」や府市町村民税が「非課税」などの低所得者世帯に対し、学校教育法に規定する高校、短大、大学、高等専門学校に就学するのに必要な「教育支援費」や「就学支度費」を無利子で貸し付ける。大阪府育英会や日本学生支援機構等の奨学金を活用するまでの「つなぎ」資金とする。

○大阪府生活福祉資金「総合支援資金」の貸付

失業や減収により生計の維持が困難になり、生活再建のため継続的な相談支援が必要とする世帯に対して、「生活・仕事応援センター」と連携し、生活資金の貸し付けを行うことにより世帯の自立を支援する。

○「臨時特例つなぎ資金」の貸付

職を失い、住居のない方で、「離職者を支援するための公的給付制度・貸付制度」を申請している方に対して、その資金の交付を受けるまでの当面の生活費を貸し付けることにより、自立した生活を支援する。

○大阪府生活福祉資金「緊急小口資金」の貸付

市内在住で一時的な困窮状態にある世帯に対して、「生活・仕事応援センター」と連携し、必要な費用の少額を貸し付けることにより、当該世帯の当面の課題解決と世帯の自立を支援する。

○大阪府生活福祉資金「不動産担保型生活資金」の貸付

現在居住し、また将来にわたって住み続けようとしている土地・建物を所有している高齢者世帯に対して、土地・建物を担保として生活資金を貸し付けることにより、世帯の自立を支援する。また、要保護状態にある高齢者世帯向けにも不動産担保の貸付事業を行う。

○大阪府生活福祉資金「生活復興支援資金」の貸付

東日本大震災等により被災した地域から市内へ避難してきた世帯に対する貸付で、避難している間に必要となる費用を貸し付けることにより、被災された世帯の生活の復興を支援する。

○新型コロナウイルス感染症の影響をふまえた生活福祉資金貸付制度（緊急小口資金及び総合支援資金の特例貸付。以下「特例貸付」）を利用した生活困窮世帯への対応・体制づくり

特例貸付の利用世帯に対し、償還業務を担う大阪府社会福祉協議会と、相談支援を担う「生活・仕事応援センター」と共有し、生活困窮世帯への対応・体制づくりをすすめていく。

- 〔主な取組〕・ 特例貸付申請受付終了後の、生活相談等の対応
- ・ 償還免除の対象世帯に対する支援
 - ・ 償還が生活に支障をきたす世帯への支援

※ 特例貸付の申請期間は、令和4年6月末日まで延長決定（令和4年2月25日時点）のため、申請受付等を継続し、実施。

（8）「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金」の貸付

高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得をめざす、堺市内に居住するひとり親家庭の親に対して、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金を貸し付けることにより、資格取得を促進し自立促進を図る。

（9）基幹型包括支援センター運営事業

高齢者の福祉や介護、健康や医療に関する総合相談窓口として、市内21カ所の「地域包括支援センター」と連携しながら、高齢者を支える地域のネットワークづくり等に取り組み、地域包括ケアシステムの実現に向けて事業を推進する。

- 〔主な取組〕・ 高齢者の総合相談及びダブルケアの相談
- ・ 医療と介護と福祉に関する連携の推進
 - ・ 区域内における地域ケア会議の開催、高齢者支援ネットワークの構築
 - ・ 高齢者虐待対応、消費者被害防止、成年後見制度利用支援といった権利擁護の推進
 - ・ 介護予防に資するケアマネジメントの推進 等

（10）認知症地域支援・ケア向上事業

認知症地域支援推進員を配置し、医療機関、介護関係者及び地域の支援機関との連携や認知症の人とその家族への支援業務等を行うことで、認知症高齢者にやさしいまちづくりを推進する。

- 〔主な取組〕・ 地域包括支援センターとの連携による認知症本人（若年性認知症を含む）及び家族への支援
- ・ 地域における認知症支援ネットワーク体制の構築
 - ・ 認知症疾患医療センター等の医療機関及び介護機関との連携
 - ・ 嘱託医相談の実施
 - ・ 堺ぬくもりカフェの開設支援及び連絡会の開催
 - ・ 認知症サポーターキャラバン堺市事務局 等

4. つながりをつくる

（1）生活支援コーディネーター配置事業

高齢者の生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築を目的とした生活支援コーディネーター機能をもつ、日常生活圏域コーディネーターを全区に配置し、高齢者を

支える地域の支え合いの体制づくりの推進を図る。また、ICTの活用などコロナ禍における新しい生活様式にあった生活支援・介護予防の充実を図る。

- 〔主な取組〕
- ・多様な地域資源を活用しながら生活支援・介護予防に関するサービスの基盤整備を図る。
 - ・多様な社会資源の情報共有および連携や協働のしくみをすすめる協議体づくり
 - ・介護予防・日常生活支援総合事業の円滑な実施に向けた協力

(2) さかい子ども食堂ネットワーク形成支援事業

子どもを対象に食事等の提供を通じた居場所づくりを行う子ども食堂を推進することにより、子どもと地域のつながりづくり、健やかに育つ環境整備を促進する。新型コロナウイルス感染症対策をすすめながら活動の支援を行う。

- 〔主な取組〕
- ・子ども食堂実施団体や支援機関等によるネットワークづくり（ネットワーク事務局機能）とネットワーク会議を通じての団体間の情報共有
 - ・子ども食堂実施団体向け研修の実施
 - ・子ども食堂において、課題を抱える子どもに関する相談に応じてまず子ども食堂に出向き、様々な相談支援機関等につなぐ
 - ・食材等寄付やボランティア等のマッチング
 - ・新規開設団体への立ち上げ支援や活動継続支援
 - ・新型コロナウイルスの感染拡大を考慮してオンラインでの相談・支援を行う。
 - ・堺市子ども食堂開設支援補助金の申請受付や連絡調整等
 - ・様々な寄付をネットワーク加盟団体へ配分し、活動を推進する。
 - ・さかい子ども食堂ネットワーク加盟団体を対象とする施設所有（管理）者賠償責任保険に関する事務等
 - ・寄付金の有効活用

(3) 校区福祉委員会育成援助事業

校区福祉委員会が行う地域住民主体の地域福祉活動の推進にあたり、区域や校区の特性と課題に応じて、区事務所が校区福祉委員会と協働で「安心・安全な福祉の地域づくり」を推進する。

- 〔主な取組〕
- ・校区福祉委員会連合協議会役員会、全体会議、区校区福祉委員会協議会の運営
 - ・全体研修会、区域実践研修会の開催
 - ・新たな地域福祉に向けた校区福祉委員会の活動検討
 - ・地域のつながりハート通信の発行
 - ・福祉情報定期便の発信

(4) 地域のつながりハート事業

今後、より一層の活動が期待されている介護予防の取り組みとして、区事務所や関係専門機関と連携し、居場所づくりや拠点づくり（グループ援助活動）の支援を継続して推進する。また、「お元気ですか訪問活動」や「校区ボランティアビューロー」において、地域の生活課題、福祉課題への気づきや発見、共有のしくみづくり及び課題解決の場づくりをめざした活動を区事務所を拠点に展開する。さらにコロナ禍で発生

する福祉課題の早期発見・支援につながるよう推進強化を行う。

- 〔主な取組〕 ・校区ボランティアビューロー、お元気ですか訪問活動の推進強化
・いきいきサロン、子育てサロン、ふれあい喫茶、世代間交流、など

(5) ボランティア情報センター事業

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえて、これまで対面を前提に実施してきたボランティア関連事業の推進において、ICTの活用など「集まらない形」でつながり合う方法や機会を模索し、活動主体の育成や支援、福祉ニーズや地域課題への対応を多様な主体との協働ですすめていく。

- 〔主な取組〕 ・区事務所ボランティア相談コーナーの運営
・ボランティア市民活動情報提供(ホームページ、福祉情報定期便等)
・夏のボランティア体験事業(ボランティア体験プログラム事業)
・ボランティアグループ登録、活動登録(個人・団体)
・さかいボランティア市民活動フェスティバルの開催
・さかいボランティア連絡会支援
・ボランティア市民活動ギャラリー
・ボランティア保険の受付 など

(6) ボランティア講座事業

ボランティア初心者向けの講座から実践者向けのステップアップ講座まで、対象者のニーズにあった講座を区事務所を中心に体系的に企画実施する。講座の企画実施にあたっては、新型コロナウイルス感染防止に配慮した集合型の講座だけでなく、ICTを活用したオンライン形式の講座も検討する。

- 〔主な取組〕 ・はじめてのボランティア講座(区開催各1回)
・気づきのボランティア講座
(区開催各1回程度、さかいボランティア連絡会と共催)

(7) ボランティア助成事業

ボランティアグループ活動の育成のため、ボランティアグループ活動助成等を継続実施する。

(8) 災害ボランティアセンター事業

新型コロナウイルス感染症の感染が懸念される状況下における災害時のボランティアセンターの対応については、昨年度に策定した「災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル 新型コロナウイルス感染症対応編」に基づき運営することはもとより、平常時における設置訓練、ノウハウの蓄積、関係団体との連携強化、市民啓発など、災害時のボランティア活動の強化に努める。

- 〔主な取組〕 ・災害時における災害ボランティアセンターの設置・運営
・災害ボランティアセンター協働運営ネットワーク会議の開催
・災害ボランティアセンター設置のための訓練の実施
・災害ボランティア活動の啓発(登録促進等)
・おおさか災害支援ネットワークへの世話役団体としての参画 など

(9) 堺市民活動サポートセンター事業

堺市内のボランティアグループやNPO法人など市民活動団体の活動を支援するため、堺市総合福祉会館2階で「堺市民活動サポートセンター」を運営する。また、市

民活動団体間の協働や交流の促進に努める。

- 〔主な取組〕
- ・貸事務所、簡易事務所サービス、ロッカー貸出サービス、メールボックス貸出サービス、ミーティングルーム貸出サービス、印刷機等作業スペース貸出サービス、
 - ・その他、交流サロン、情報コーナーインターネット閲覧サービス、ボランティア活動機材の貸出サービス など

(10) 老人介護者(家族)の会育成援助事業

高齢介護者の当事者組織である当会へ、役員・援助者による主体的な会運営・活動実施を支援する。

- 〔主な取組〕
- ・運営補助金交付
 - ・役員会、総会等運営事務支援
 - ・援助者グループ活動支援
 - ・その他、介護者だより発行支援 など

(11) 福祉教育推進事業

教育機関や地域団体等からの福祉教育に関する相談に対して、区事務所を拠点とした福祉教育の推進をめざし、相談・支援の強化に取り組む。

- 〔主な取組〕
- ・福祉教育に関する情報提供、相談・支援
 - ・車いす、アイマスク、白杖、シニアポーズ体験装具等の貸出

(12) 堺市ファミリー・サポート・センター事業

子育てを応援してほしい方（依頼会員）と子育てを応援したい方（提供会員）とを組織化し、地域において会員同士が子育てに関する相互援助活動を行うことや、労働者の子育てと仕事を両立できる環境の整備や、地域住民の子育て支援を実施することにより、福祉増進及び児童の福祉の向上を図ることを目的とする。

- 〔主な取組〕
- ・会員相互援助活動の調整
 - ・会員の募集及び会員登録希望者への講習会開催（活動に関するしくみ、ルール、安全面への知識等）など会員組織に関すること
 - ・相互援助に必要な知識を付与するための会員研修会（フォローアップ研修、ステップアップ研修会）
 - ・会員の交流を深め、情報交換の場を提供するための交流会及び懇談会の開催
 - ・サブリーダー（地域指導者）の選任及び情報交換（連絡調整会議、サブリーダー研修）
 - ・会活動の広報及び周知（広報紙発行）
 - ・その他運営に関する業務

5. たすけあい運動の推進

(1) 大阪府共同募金会堺地区募金会への協力

○共同募金運動は、地域福祉推進のための財源として全国的な運動が展開されている。

堺市においては、堺地区募金会が中心となって取り組まれており、共同募金助成金は本会の事業推進のための主要財源となることから、同運動の普及および啓発活動

について積極的に協力する。

- 歳末たすけあい運動は、共同募金運動の一環として、地域住民やボランティア、校区福祉委員、民生委員児童委員、社会福祉施設等の関係機関・団体の協力のもと、新たな年を迎える時期に、支援を必要とする人たちが地域で安心して暮らすことができるよう、住民の参加や理解を得て、様々な福祉活動を重点的に展開する運動である。同運動の趣旨を広く市民にPRして理解を求めるよう積極的に協力する。

(2) 年間助け合い運動

年間を通じて寄付の受付を行うとともに、本会が事業を推進するため欠かせない財源を得られるよう法人機関紙「堺の福祉」等でPRに努める。寄せられた善意のうち物品については、寄贈者の意向に基づき、配分する。

6. 福祉団体等の受託事業

(1) 堺市民生委員児童委員連合会ほか団体の事務受託

福祉機関、団体の連絡調整を行うとともに、堺市民生委員児童委員連合会・堺民友会・堺市保護司会連絡協議会・堺保友会・堺市保護協会・堺市更生保護女性会の団体事務を受託して福祉団体が主体となって実施する諸活動を援助する。

7. 各種の援助活動等

(1) 各種福祉推進事業の実施

各種福祉事業の現状と課題の整理をしながら必要な見直しと再編、事業実施の方法を検討し、個別事業の充実と発展をめざし、以下の事業を効果的に実施する。

- 青少年児童福祉推進として、児童養護施設を中心に臨海学舎事業を実施する。
- 高齢者福祉推進として、高齢者福祉大会等への補助等を行う。
- 心身障害者福祉推進として、障害者団体が実施する事業、障害者スポーツレクリエーション大会をはじめとする各事業への補助等を行う。
- 母子等福祉推進として、母子等福祉団体が実施する事業への補助等を行う。
- 社会福祉施設との連絡調整を推進するために、堺市社会福祉施設協議会運営ならびに社会福祉施設職員研修会への協力と助成を行う。
- 更生保護福祉推進として、更生保護関係団体等が実施する事業への補助等並びに社会を明るくする運動への協力を行う。
- 生活福祉推進として、福祉関係団体が実施する事業への補助等を行う。
- 保健福祉推進として、保健福祉団体が実施する事業への補助等を行う。
- 堺市献血運動推進協議会が主体となってすすめる献血運動の普及、啓発活動等に協力する。

8. 堺市総合福祉会館の管理運営

(1) 会館の利用促進

- 福祉団体、公共団体及び公益団体に事務室等の貸出を行う。
- 福祉団体、公共団体及び市民活動団体・ボランティアグループ活動の活性化のため本会ホームページ等により広く市民への周知を行い、会議室等の利用貸出及び活用を促す。
- 堺市在住の障害者(児)、母子・父子家庭及び寡婦、満60歳以上の高齢者を対象に、

社会参加や交流を促進するため、障害者（児）福祉センター、老人福祉センター等社会福祉施設の利用提供を行う。

（2）会館の維持管理と経費の節減

利用者の快適で安心・安全な利用環境を確保するため、施設設備の適切な修繕に当たる。特に経年劣化が目立つ各種設備の維持管理に努め、適正な保守点検を実施し、電気、ガス、水道等光熱費の省エネルギー化を図り、経費の節約に努める。

（3）防災と安全管理

- 館内各事務所の協力を得て設置した「防災管理委員会」を主体として、消防訓練を実施し、利用者の安全確保と職員の防災意識を高める。また、各事務所火元責任者による月1回の定期点検の実施、職員による日常点検、及び利用者の安全に対する防災指導など、「火の元」の安全管理に万全を期す。
- 新型コロナウイルスの感染拡大予防に必要な対策を講じながら会館運営に努めるとともに、国や堺市の要請を主とした利用の制限、緩和にも柔軟に対応し、来館者や利用者、職員等の安全に十分配慮する。

（4）施設設備の改修整備

老朽化した堺市総合福社会館の、利用者の安全面・衛生面等を確保するため、「中長期保全計画」に基づく、更新・修繕工事を実施する。施設設備の適切な維持管理のため、今年度は「1階空調設備更新工事」「非常用自家発電設備更新工事」等を実施する。

9. 区事務所が行う事業（再掲）

堺市の各区において区事務所を拠点とした地域福祉推進事業に取り組む。コミュニティワーク、コミュニティソーシャルワーク、生活支援コーディネーターの3つの機能をもつ、日常生活圏域コーディネーターを配置し、基幹型包括支援センターと地域活動支援事業が一体となり地域福祉の推進を図る。

- ①地域福祉活動の相談や支援
- ②校区福祉委員会の育成援助
- ③地域のつながりハート事業の推進
- ④コミュニティソーシャルワーク推進業務
- ⑤生活支援コーディネーターの事業推進
- ⑥ボランティア相談コーナーの設置
- ⑦ボランティア・地域福祉推進のための講座等の開催
- ⑧日常生活自立支援事業等の権利擁護支援に関する業務
- ⑨区域の関係機関・団体との連携
- ⑩生活困窮者自立相談支援事業との連携
- ⑪基幹型包括支援センター事業の推進